

議案第65号

大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市防災会議条例及び大田原市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例  
(大田原市防災会議条例の一部改正)

第1条 大田原市防災会議条例(昭和38年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第7号中「消防長」を「那須地区消防組合消防長」に、「消防団長」を「大田原市消防団長」に改める。

(大田原市交通安全対策会議条例の一部改正)

第2条 大田原市交通安全対策会議条例(昭和45年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 栃木県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 大田原警察署長の職にある者
- (4) 大田原市教育委員会教育長の職にある者
- (5) 那須地区消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市の職員のうちから市長が任命する者

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。